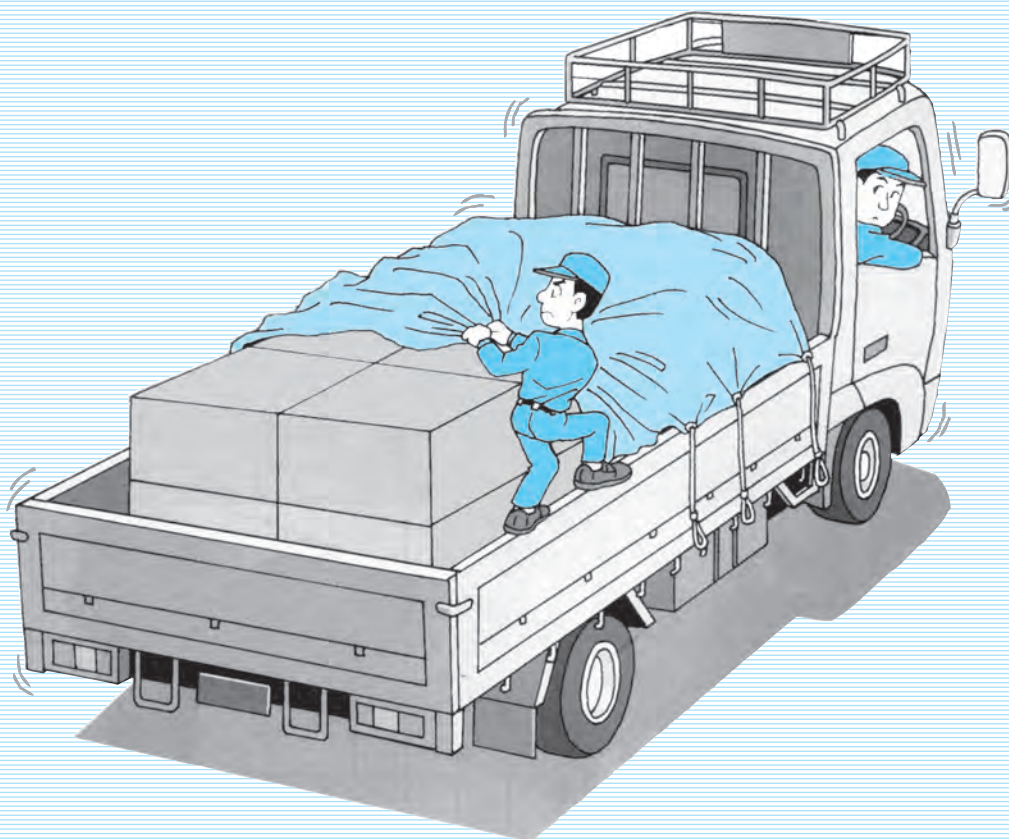


荷役作業時の 労働災害を防止しましょう

～ 荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル ～



この安全マニュアルは、荷役作業時における墜落・転落災害を防止するための安全な作業方法等について取りまとめたもので、次の内容となっています。

この安全マニュアルを活用し、荷役作業時の墜落・転落災害を防止しましょう。

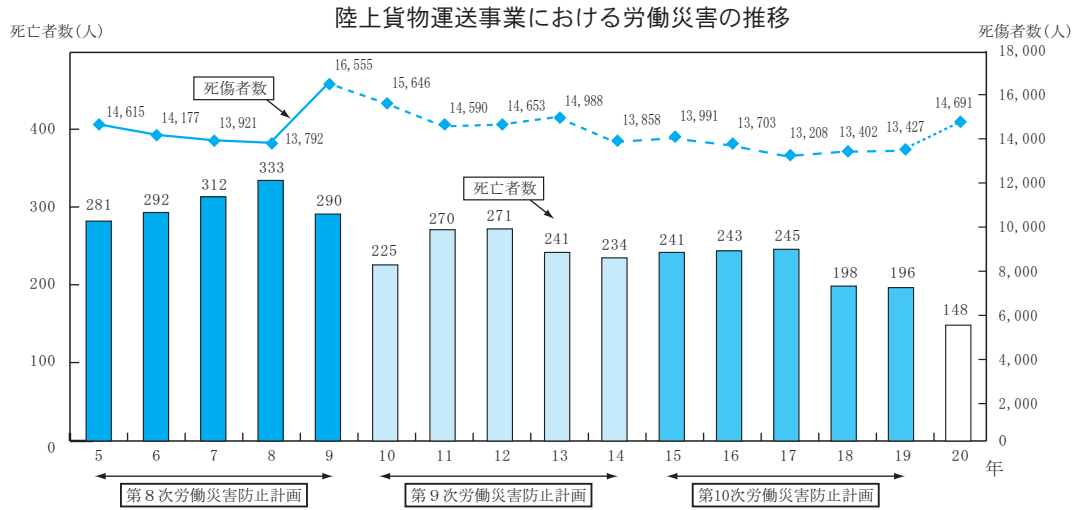
- ◆陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況と分析
- ◆荷役作業時の墜落・転落災害防止のために関係者が実施又は配慮する事項
- ◆トラックからの墜落・転落防止に関する個別の対策
- ◆フォークリフトの用途外使用の禁止
- ◆危険予知活動（KY活動）とリスクアセスメントの具体的な進め方
- ◆荷役作業時の墜落・転落災害の事例

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

第1 陸上貨物運送事業における労働災害の発生状況と分析

1 労働災害の推移

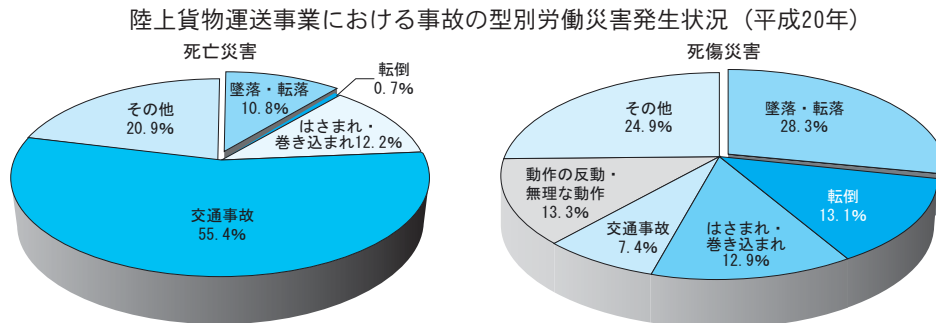
陸上貨物運送事業における労働災害は、死亡災害、死傷災害とも長期的には減少傾向にあります。死亡災害は、近年大きく減少していますが、休業4日以上の死傷災害は、近年横ばいの状況にあります。



注) 死傷者数は休業4日以上のもの。「労災保険給付データ」及び「労働者死傷病報告(労災非適)」による。

2 事故の型別・起因物別の死傷者数の割合

陸上貨物運送事業における死亡災害を事故の型別にみると、「交通事故」が最も多く、全体の約6割を占めます。一方、休業4日以上の死傷者数を事故の型別にみると、「交通事故」は全体の1割程度であり、「墜落・転落」が全体の約3割と最も多くなっています。



注) 死傷者数は休業4日以上のもの。「労働者死傷病報告(労災非適)」による。

「墜落・転落」による死傷者数を起因物別にみると、トラック、フォークリフト等の「動力運搬機」によるものの割合が最も高くなっています。

陸上貨物運送事業における事故の型別・起因物別の死傷災害発生状況(平成20年)

事故の型	墜落・転落	転倒	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	その他	計
起因物							
物上げ装置、運搬機械	20.6%	2.6%	6.6%	7.3%	1.7%	7.3%	46.2%
動力クレーン	0.4%	0.1%	0.7%	0.0%	0.0%	0.6%	1.7%
動力運搬機	20.1%	2.3%	5.8%	4.9%	1.6%	6.5%	41.2%
乗物	0.2%	0.2%	0.1%	2.4%	0.1%	0.2%	3.2%
その他の装置	2.4%	1.9%	2.9%	0.0%	1.3%	5.5%	14.0%
仮設物、建築物、構築物等	3.7%	6.5%	0.4%	0.0%	1.5%	2.2%	14.2%
荷	0.9%	0.8%	1.9%	0.0%	5.2%	5.0%	13.9%
その他	0.6%	1.3%	1.1%	0.1%	3.6%	5.0%	11.7%
	28.3%	13.1%	12.9%	7.4%	13.3%	24.9%	100.0%

注) 死傷者数は休業4日以上のもの。「労働者死傷病報告(労災非適)」による。

3 災害要因の分析

過去の荷役作業時における墜落・転落災害をみると、次のような特徴があります。

- ・災害発生時に実施していた作業内容は、荷の積み卸し作業が最も多く、荷締め作業、荷のシート掛け・シート外し作業においても災害が発生していました。
- ・墜落災害は、トラックの荷台から最も多く、荷、あおり、トラック本体、フォークリフトのパレットにおいても災害が発生していました。
- ・作業手順書は、あまり作成されていませんでした。
- ・保護帽を準備していない事例もありました。また、保護帽を準備していても、作業員が荷役作業中に保護帽を着用していなかったものが相当数ありました。そして、準備されていた保護帽の中には、墜落時保護用ではなく、飛来・落下物用のものもありました。
- ・墜落した高さは、2m未満等低い位置からのものが多くありました。
- ・荷台等の上を後ずさりして墜落したものが多くありました。

災害発生時に行っていた作業内容別にみると、次のような事例が多くみられました。

① 荷の積み卸し作業 → 対策のポイント等は、「個別の対策」（7ページ）の事例1を参照

- ・作業手順書を作成せずに発生した災害
- ・後ずさりして発生した災害
- ・あおりを固定せずに発生した災害
- ・滑って転落した災害
- ・危険な立ち位置から発生した災害
- ・荷台で荷の積み卸し以外の作業を行って発生した災害
- ・保護帽を着用せずに発生した災害

② 荷締め作業 → 対策のポイント等は、「個別の対策」（9ページ）の事例2を参照

- ・作業手順書を作成せずに発生した災害
- ・滑って転落した災害
- ・荷締め器具の不備による災害
- ・あおりを固定せずに発生した災害
- ・荷締め時にトラックが動いたために発生した災害
- ・保護帽を着用せずに発生した災害

③ 荷のシート掛け・シート外し作業 → 対策のポイント等は、「個別の対策」（11ページ）の事例3を参照

- ・作業手順書を作成せずに発生した災害
- ・荷の形状の変化に気づかず足をとられて発生した災害
- ・後ずさりして発生した災害
- ・滑って転落した災害
- ・キャビン上でシート格納時に発生した災害
- ・保護帽を着用せずに発生した災害

④ フォークリフトによる作業 → 災害発生例は、「フォークリフトの用途外使用の禁止」（13ページ）を参照

- ・フォークリフトの用途外使用による災害

第2 荷役作業時の墜落・転落災害防止のために関係者が実施又は配慮する事項

陸上貨物運送事業における荷役作業は、①陸上貨物運送事業者の直接管理下にある自社の倉庫や配送センター内で行うものばかりではなく、直接管理が及びにくい荷主や配送先の事業場で行うものも多く、また、②トラック運転者が当該作業に従事することも多いという特徴があります。

荷役作業においては、特にトラック等における荷の積み卸し作業、フォークリフトによる作業、はい付け・はいくずし作業で重篤な災害が多いことから、これらの作業の安全確保を重点的に行う必要があります。

また、これらの作業に伴う危険性又は有害性については事前に把握し、その低減措置を図るという先取り型の労働災害防止対策が効果的です。そのための手法である危険予知活動（KY活動）やリスクアセスメントの実施など積極的な取組が望まれます。

そのため、次に示す事項について、各関係者がそれぞれ連携しながら、実施又は配慮をし、荷役作業時の安全の確保を図りましょう。



1 陸上貨物運送事業者の実施事項

陸上貨物運送事業者は、労働災害防止について、事業者自らが「安全第一」であることを表明し、安全衛生目標を設定したうえで、次のことを実施しましょう。

(1) 安全衛生管理体制の確立による安全衛生管理活動の計画的推進

労働安全衛生関係法令等に基づく安全衛生管理体制を確立し、リスクアセスメントを含めた計画的な安全衛生対策を推進するため、

- ① 安全管理者、安全衛生推進者、はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者等の安全管理を推進する上で必要な者を選任しましょう。
- ② 安全衛生管理体制、各管理者等の職務と権限、従業員の遵守事項等をわかりやすく文書化した「安全衛生管理規程」を作成しましょう。
- ③ 年間の具体的な安全衛生活動予定を定めた「年間安全衛生計画」を作成しましょう。
- ④ 年間安全衛生計画にはできるだけリスクアセスメントを含めるようにするとともに、計画した安全衛生対策が確実に実施されているかを定期的に確認しましょう。

(2) 作業計画及び作業手順書の作成

- ① 荷役作業を行う場合には、作業場所の状況、フォークリフト等の荷役機械の使用の有無及び使用する場合の種類と能力、荷の種類と形状等に適応する「作業計画」を作成し、作業者に周知・徹底しましょう。
- ② 作成した作業計画に基づき、荷役作業の安全の確保に十分配慮した「作業手順書」を作成し、関係作業員等に周知しましょう。
- ③ 作業計画及び作業手順書の作成にあたっては、トラック運転者の疲労に配慮して十分な休憩時間を確保できるようにしましょう。
- ④ トラック運転者等が荷主等の事業場で荷役作業を行う場合であっても、荷主等と連携し、上記①～③の事項に留意の上、作業計画及び作業手順書をできるだけ作成しましょう。（下記の(5)を参照）

(3) 計画的な就業制限業務等従事者資格の取得と安全衛生特別教育の実施

荷役作業に従事する可能性のある作業員については、計画的に、次の技能講習を受講させたり、教育を実施していくように努めましょう。

- ① フォークリフト運転技能講習（最大荷重1トン未満の小型フォークリフト運転等については安全のための特別教育）
- ② はい作業主任者技能講習
- ③ 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- ④ 積卸し作業指揮者教育

(4) 危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント等の実施

荷役作業時の労働災害を防止するためには、事前に荷役作業に潜む危険性を見つけ、その危険性を低くするための取組が効果的です。ヒヤリハット活動のほか、このリスク低減措置を主とする取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント等を荷役作業について行うようにしましょう。

（注）危険予知活動（KY活動）やリスクアセスメントの具体的な取組方法については、15ページを参照して下さい。

(5) 荷主等との連携

トラック運転者等が荷主等の事業場で荷役作業を行う可能性がある場合には、事前に、荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、「安全作業連絡書」等により、運転者等に荷役作業の内容を周知するとともに、必要な安全対策について徹底を図るようにしましょう。

また、荷主等の事業場における荷役作業については、できるだけ契約書等で荷役作業の有無、運搬方法、作業の分担等を明確にするとともに、荷主等と十分連携し、作業計画及び作業手順書についても作成することが望まれます。このため、荷主等と安全について話し合う場を設けるように努めましょう。

（注）「安全作業連絡書」とは、事前に荷主先等から電話等で確認した荷役作業等の内容を記入した書面のことで（陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」といいます。）では、その参考書式を作成しています）。

2 荷役作業に従事する作業等の実施事項

職場の安全確保のためには、その作業に従事する一人ひとりの安全に対する意識も大変に重要です。荷役作業に従事する作業等や運転者は、事業者の行う安全衛生の取組に積極的に協力し、特に次のことに留意しましょう。

(1) 安全衛生の確保

はい作業主任者、荷の積卸し作業指揮者等に選任された場合は、作業方法の決定及び作業の指揮、器具及び工具の点検、作業前の安全確認等法令に定められた職務を励行しましょう。

(2) 作業計画及び作業手順書の遵守

事業者が作成した「作業計画」及び「作業手順」を必ず守って作業を進めましょう。

(3) 資格の取得等

フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者技能講習、荷の積卸し作業指揮者教育等を積極的に受講しましょう。

(4) 危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント等の取組への参加

ヒヤリハット活動、危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント等の取組に積極的に参加しましょう。

(5) 荷主等の事業場における他社の作業等との十分な連絡調整

荷主等の事業場で荷役作業を行う場合には、荷役作業施設内で計画されているすべての荷役等作業の内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記した書面（荷主等が作成・交付するもの。次ページの3の(4)を参照）に基づき、他社の作業等と安全な作業のための連絡調整を十分に行いましょう。



3 荷主等による配慮

荷主等は、自ら管理する事業場において、陸上貨物運送事業者の運転者等が荷役に関係する作業を行うときは、その安全の確保のために、次の事項について配慮しましょう。

(1) 陸上貨物運送事業者への通知

トラック運転者による荷役作業の有無、運搬物の重量等について、事前に陸上貨物運送事業者に通知しましょう。

(2) 自社以外の者にフォークリフト等を使用させる場合の配慮

- ① フォークリフト等を使用するために必要な資格等を作業者が持っていることを確認しましょう。
- ② フォークリフトを貸与する場合は、定期自主検査の実施など安全性の確認をしましょう。
- ③ 作業者が資格等を持っていない場合には、必要な資格等を持っている自社の作業者にフォークリフト等を使用させましょう。



(3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の配慮

- ① 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合であっても、安全な荷役作業を行うための作業手順を示し、作業手順を遵守していることを作業の立合い又は作業場所の巡視により確認しましょう。
- ② 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等、倉庫・ヤード等荷役作業施設の安全化を図り、これらを保全しましょう。
- ③ トラックの荷台等高所での荷役作業を行わせる場合には、足場や安全帯を掛けることのできる設備を設置するなどしましょう。

(4) 自社の作業者と自社以外の作業者が混在して作業する場合の配慮

荷役作業施設内で計画されている全ての荷役等作業の内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記した書面を作成し、これを各荷役作業の班長又は作業者等に交付するなどして、安全な作業のための連絡調整を行わせましょう。

(5) 安全に関する懇談の場への参加

上記(1)～(4)の事項が適切に実施されるよう、陸上貨物運送事業者から安全懇談会など安全について話し合う場への参加を求められた場合には、積極的に応じるようにしましょう。